

社 労 連 第 207 号
平成 22 年 5 月 24 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公印省略)

年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復に係る
周知依頼について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会の事業運営につきまして多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省年金局事業管理課長より、当職あてに「年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復に係る周知依頼について」(写) のとおり周知依頼がありましたので、貴会会員にご周知賜りますようお願い申し上げます。

敬白

(担当：総務部総務課)





年管管発0430第4号

平成22年4月30日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復に係る周知依頼について

社会保険事業の運営につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国民年金及び厚生年金保険に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復については、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階において、記録回復を行っているところで

今般、年金事務所段階での年金記録の回復基準について、別添1のとおり広報用資料を作成するとともに、別添2のとおりこれまでの記録回復基準の設定状況の推移を取りまとめましたので、これらをご活用いただき、年金記録の回復について社会保険労務士の方々にご協力をいただきますよう、貴連合会より周知方よろしくお願い申し上げます。

「消えた年金」問題 年金記録の回復が早くなります

次の基準に当てはまる方は、年金記録確認第三者委員会で審議することなく、年金事務所の調査で、記録を回復できます。

年金事務所で迅速に記録を回復できる 基準が新たに追加されました

1. 厚生年金 ～標準報酬月額の変更の疑い～

- 6か月以上さかのぼって標準報酬月額が大きく引き下げられている記録が事実と反していると疑われるなどの条件を満たす場合

2. 厚生年金 ～脱退手当金の誤った支給記録～

- 昭和49年まで発行されていた厚生年金の被保険者証に、脱退手当金を支給した表示(脱)がないなどの条件を満たす場合
- 脱退手当金の支給日より前にその計算基礎にされていない厚生年金の期間があるなどの条件を満たす場合

3. 国民年金 ～2年以下の記録もれ～

- 保険料納付記録がもれていると思われる期間が2年以下であって、その他の期間は納付済みであるなどの一定の条件を満たす場合

このほかにも、確定申告書の控えが残っている場合や、お勤めの事業所が廃止された後に厚生年金の加入記録がさかのぼって変更されている場合などの回復基準があります。

◎お問い合わせは、お近くの「年金事務所」までお気軽にどうぞ。

厚生労働省・日本年金機構

「記録回復基準」の設定状況の推移

	年金事務所段階における記録回復基準（現行）	昨年12月に決定した記録回復基準	新たに追加された回復基準（概要）
1 国民年金	◎「第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について」（平成20年4月28日） ○下記のいずれかの申立ての場合（ただし、一定の場合を除く。） (1) 申立内容に対応する確定申告書（控）がある場合 (2) 申立内容に対応する家計簿がある場合 (3) 申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合 (4) 現年度納付の申立てであって、未納期間が1年以内かつ1回であり、かつ納付を認める積極的な事情がある場合	◎「国民年金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」（平成21年12月25日） ○左記の申立てに加え、下記のとおり申立ての場合（ただし、一定の場合を除く。） (1) 申立期間が1年以内（現年度・過年度納付問わず） ・申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間、かつ、申立期間以外未納がない (2) 申立期間が2年以内（現年度・過年度納付問わず） ・申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間、かつ、申立期間以外未納がない、かつ、 ・申立期間中に配偶者又は同居親族が納付済	
2 厚生年金 (1) 遡及訂正事案	◎「あっせん事業に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」（平成20年9月19日） 同僚事案 全費日以後の遡及訂正事案 ◎「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」（平成20年12月25日） ○下記の条件をともに満たす場合 (1) 以下のすべてを満たすこと ①「従業員」であって、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答 ②「従業員」であったことを確認 ③社会保険事務所に通正な処理であったことを示す書類等はない (2) 事業所の全費日以後に遡及訂正処理が行われており、給与明細、雇用保険記録等により当時の給与実績、勤務実績が確認できること ◎「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る社会保険事務所段階での訂正について（戸別訪問の対象者等に係る取扱い）」（平成21年5月1日） ○左記(1)は同じ (3) 左記(2)の確認ができない場合でも、事業主等への調査及び社会保険事務所の調査を行い、事業主等の証言、社会保険事務所にある書類等により事実を反して訂正されていることが確認できること	◎「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る社会保険事務所段階での回復について」（平成21年12月10日） ○左記(1)は同じ ○左記(2)、(3)の確認は行わないこととする	
(2) 脱退手当金		◎「厚生年金保険の脱退手当金に係る年金記録の確認申立てにおける社会保険事務所段階での記録回復について」（平成21年12月25日） ○下記の場合に脱退手当金を受給していなかったものと認定（ただし、一定の場合を除く。） ・婚姻等による改姓後6カ月を超えて支給決定されているが、被保険者名簿等には旧姓表示のままでなく国民年金等に加給決定当時又は支給決定後間もなく国民年金等に加給し、保険料を納付している場合等	○左記の場合に加え、下記のとおり申立ての場合に脱退手当金を受給していなかったものと認定（ただし、一定の場合を除く。） (1) 脱退手当金未支給期間（※）と脱退手当金の計算の基礎とされる期間が同じ記号番号 ※脱退手当金の計算の基礎とされない厚生年金保険被保険者期間 ・脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間がある (2) 脱退手当金未支給期間と脱退手当金の計算の基礎とされる期間が異なる記号番号 ・脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間がある、かつ、 ・支給日1年以内に国民年金等に加給し、保険料を納付している等